

お忘れなく！ 軽自動車税の納期限は5月31日(木)です

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「30年度軽自動車税」の納期限は、5月31日(木)です。5月11日に発送した納税通知書に記載されている金融機関・コンビニで、お納めください。

減免申請のご案内

身体障害者、精神障害者、常時介護者で、軽自動車税の減免を受けようとする場合は、5月24日(木)までに、課税課(市役所2階)へ申請してください。なお、すでに「30

許証、運転経歴証明書、パスポート、障害者手帳、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書など) ※マイナンバー(個人番号) カードは本人確認書類としても使用できません。

なお、前年度に減免を受けていて、「軽自動車の使用実態に係る報告書」を提出した方は、改めて申請する必要はありません(ただし、使用実態の変更があった場合は申請が必要)です。減免要件などの詳細は、納税通知書に同封しているお知らせ、または市ホームページをご覧ください。また、同課へ問い合わせください。詳しくは同課市民係 ☎ 470・7777(内線2331・2332)へ。

難病医療費助成制度の申請のご案内

難病医療費助成は、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい方を支援する目的に加え、医療費助成を通じて患者の方の病状や治療状況を把握し、治療研究を推進する目的を併せ持つ制度です。

医療費助成の内容

(ア) 医療給付の内容は「医療受給者証に記載された疾病を治療するために受ける診療、薬剤」「居室における療養上の管理および、その治療に伴う看護」などです。

各種医療保険を適用した後、自己負担額(入院時食事療養標準負担額と生活療養標準負担額は含みません)から、「月額自己負担上限額」を控除した額を助成します。

(イ) 介護の給付の内容

介護の給付の内容は、次の

地域包括支援センターをご利用ください

地域包括支援センターは、市内在住の高齢者の皆さんが地域でいつまでも元気で暮らしていただけるよう、市が委託している相談機関です。「介護の相談」から「老化予防」まで、保健福祉の専門職が高齢者のさまざまな相談をお受けしています。

◎東部地域包括支援センター
本部 ☎ 428・7788(氷川台2ノ6ノ6、社会福祉法人マザアス内)
◎中部地域包括支援センター
本部 ☎ 470・8186(幸町1ノ19ノ5、幸町デイサービスセンター内)
◎西部地域包括支援センター
本部 ☎ 472・0661(下里4ノ2ノ50、特別養護老人ホームけんちの里内)

申請方法

追加(うち5疾病は既存の指定難病と統合)され、331疾病になりました。対象は次の(1)と(2)を満たす方です。

(1) 厚生労働大臣が指定した331疾病(指定難病)または都が指定した8疾病に罹患していると認められる方

(2) 次の①または②に該当する方

① その病状が、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度にある方(重症度分類で該当する方)

心身障害者福祉手当の申請のご案内

市では難病医療費助成を受け給している方へ心身障害者福祉手当を支給しています。

ただし、次の①②③のいずれかに該当する方は対象になりません。①施設入所の方

② 65歳以上で新たに認定を受けた方
③ 児童育成手当の障害手当を受給中の方

詳しくは障害福祉課地域支援係 ☎ 470・7747へ。

高齢者あんしん生活調査 地域包括支援センターの職員が伺います

市では、地域包括支援センターに委託し、地域で孤立しがちな高齢者が、安心して在宅生活を送ることができるよう、「高齢者あんしん生活調査」を、今年も一部の地域で実施します。

この調査は75歳以上の「一人暮らし」および「高齢者のみの世帯」の方を直接訪問し、聞き取りをします。高齢者の生活を支えるための大切な基礎資料になりますので、ご協力をお願いします。対象地域

の世帯には、訪問前に必ず通知をしてから伺います。詳しくは担当地区の地域包括支援センターまたは介護福祉課地域ケア係 ☎ 470・7777(内線2501)へ。

市税などの納付にご協力ください

5月31日(木)は、固定資産税・都市計画税第1期、軽自動車税の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局・コンビニ)でお納めください。詳しくは納税課 ☎ 470・7729へ。

市税などの納付にご協力ください

5月31日(木)は、固定資産税・都市計画税第1期、軽自動車税の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局・コンビニ)でお納めください。詳しくは納税課 ☎ 470・7729へ。

6月1日は「人権擁護委員の日」 特設人権相談を実施します

全国人権擁護委員連合会で「全国一斉特設人権相談」の啓発活動などを行っています。同委員は、基本的な人権を擁護するため法務大臣から委嘱された方です。日常生活で人から嫌がらせや差別を受ける

続けて環境美化活動や慈善行為をしている方や団体、自己の危険も顧みず、人命を救助した方や団体

身近な方や団体で 善行などをされた方を ご推薦ください

市では、毎年10月に、表彰式典を開催しています。式典では、市の公益の増進や文化の向上に功労のあった方や、市民の模範としてふさわしい方に、市表彰規則に基づいて

【推薦対象の一例】5年以上を記入の上、〒203-185



市長 並木克巳

18(年推計)をまとめます。前回(平成25(2013)年推計)によると当市の人口は2040年には10万人を割る推計でしたが、このたびの推計では10万(10万7159)人を維持できる数値に改善しており、この結果を見て少しほっとしたと思います。

市では、28年3月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少社会の中でいかに人口を維持するのかがという難しい課題にチャレンジしてきています。

厳しい財政状況の中でも、大規模商業施設の誘導や都市計画道路の整備、大規模団地の建て替えに併せた企業などの誘導など地域の活性化を着実に推進してきた効果が、将来の人口動態にも現れてきているものと考えます。

そして、若い世代の転入や出生率の向上を目指し、子育て環境の整備に力を注いでいることも影響していると思います。

超高齢社会・人口減少社会に対応していくために答えを探しながらチャレンジしている最中ですが、このように数値として表れてくることで希望が見えてまいりました。

など、人権を侵害されて困ったときは、ご相談ください。

【日時】6月7日(木)午後1時半～4時

【会場】市役所1階屋内ひろば

【定員】先着5人程度

【相談員】人権擁護委員 当日直接会場へ。

詳しくは生活文化課 ☎ 470・7738へ。

55、市役所秘書広報課宛て郵送、ファクス(470・7804)、または電子メール(hishokoho@city.higashikuni.nag.jp)で送信してください(いずれも題名を「表彰推薦秘書広報課」と記入してください)。

詳しくは同課秘書係 ☎ 470・7712へ。